

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書

平成24年11月

茨城県自主税財源充実研究会

座長 林 健久

はじめに

茨城県は、県北地域を中心に分布する森林や、県南・鹿行地域から県央・県西地域にかけて生活用水などを供給する霞ヶ浦をはじめとした湖沼・河川など、多様で豊かな自然環境に恵まれている。

それらの森林や湖沼・河川は、余暇活動の場としての保健休養機能、二酸化炭素の吸収などの地球温暖化防止機能、降水の貯留などの水源かん養機能、飲料水や産業活動のための水源など様々な公益的機能を有しているが、林業従事者の減少による森林の荒廃や生活様式の多様化による湖沼・河川の水質汚濁などによりその機能の低下が危惧されていた。

そのような状況を踏まえ本研究会は、茨城県らしい課税自主権の活用の観点から、平成14年度に霞ヶ浦の水質浄化を目的とした課税の研究を始め、平成16年度には、森林の保全を目的とした課税について併せて研究を開始し、平成19年11月に「茨城県の自然環境を保全するための新たな税制に関する報告書」を取りまとめ、茨城県に提出した。

茨城県は、当該報告書、パブリックコメント等により収集した県民の意見及び他県の状況などを踏まえ、平成19年12月に茨城県森林湖沼環境税条例を制定し、平成20年4月から課税を開始した。

本税の課税期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間と定められており、本年度が最終年度に当たる。本研究会は森林湖沼環境税の導入以来、毎年、茨城県から当該税を活用した事業の実績に関する報告を受け、その効果を検証してきたところである。さらに、これまでの事業効果に対する検証や森林湖沼環境税に対する県民の意識などをもとに、平成25年度以降の税のあり方について研究を進め、平成24年6月に中間的に報告書を取りまとめたところである。

茨城県は、その中間報告書を受けてパブリックコメントを実施するとともに、「県民の意見を聞く会」を県内5地域で開催したほか、市町村や林業、水環境及び経済関係団体を訪問し、首長又は代表者等との意見交換を行った。

この報告書は、これまでの研究結果及び県内の各方面からの意見等を踏まえ、茨城県における自然環境の保全を目的とした課税自主権の今後の活用方策について、本研究会の意見を取りまとめたものである。

税制，税収等の状況

森林湖沼環境税の平成20年度から平成24年度までの5年間の課税方式，税率，税収等の状況は次のとおりである。

1 税制

(1) 課税方式

県民税均等割 超過課税方式

(2) 納税義務者

茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人

*ただし，次の者は非課税

- 〔個人〕
- ・ 生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ・ 障害者，未成年者，寡婦(夫)で前年中の合計所得金額が125万円以下の方
 - ・ 前年中の合計所得金額が市町村条例で定める金額以下の方
- 〔法人〕
- ・ 社会福祉法人や学校法人などの一部の公益法人で，収益事業を行わない法人

(3) 税率

個人 1,000円 / 年

法人 県民税均等割額の10% / 年

(現行の県民税均等割の税率)

区 分		標準税率	森林湖沼環境税	計
個 人		1,000円	1,000円	2,000円
法 人 資 本 金 等 の 額 に 応 じ 5 段 階 に 区 分	50億円超	800,000円	80,000円	880,000円
	10～50億円	540,000円	54,000円	594,000円
	1～10億円	130,000円	13,000円	143,000円
	1,000万円～1億円	50,000円	5,000円	55,000円
1,000万円以下	20,000円	2,000円	22,000円	

税率は年額

2 税収

平成20年度から平成24年度までの5年間で約80億円を見込んでいる。

年度別には，初年度（平成20年度）は，個人の納付開始が6月のため特別徴収分が年間10ヶ月分であること，法人は平成20年4月以降に開始する事業年度が対象となるため4～8月事業開始法人の中間申告分のみ納付であることから，約13億円。それ以降は16億円超となっている。

(税収の状況)

(単位：百万円)

区 分	個 人	法 人	合 計
平成20年度	1,254	50	1,304
平成21年度	1,386	252	1,638
平成22年度	1,372	273	1,645
平成23年度(見込)	1,376	259	1,635
平成24年度(当初予算)	1,375	273	1,648
計	6,763	1,107	7,870

3 税収の使途等

森林湖沼環境税の税収は、森林並びに湖沼及び河川の環境の保全に資する施策の一層の推進を図るために使用している。

当該税は普通税であるが、実質的には上記の経費に充てる目的で課税する目的税的性格を有すること及び他の税収と会計処理上明確に区分することが透明性の確保につながることから、茨城県森林湖沼環境基金により管理をしている。

森林湖沼環境税を活用した事業の実績及び効果(平成20～23年度実績及び24年度見込)

森林湖沼環境税を活用した森林並びに湖沼及び河川の環境保全の取組み状況等は、次のとおりである。

1 森林の保全・整備

平成18年時点で緊急に間伐が必要と見込まれた荒廃した森林(注1)1万2千haのうち、約7千haについて間伐が実施されるとともに、間伐作業に必要な作業道も併せて整備された。

また、県民生活に身近な緑である平地林・里山林約1千haについて保全・整備が行われた。

このような取組みにより、3万7千炭素トンの炭素吸収量(注2)の増加及び753億円相当の森林の公益的機能評価額(注3)の上昇が見込まれている。

また、県産材の利用拡大を進めることが森林整備の促進につながることから、木材需要の多くを占める住宅建築分野における県産材の需要を喚起したほか、公共施設の木造化・木質化や学校等への木製品の導入を促進し、県民が木の良さに触れる機会を創出した。

さらに、森林環境教育を推進する観点から、次代を担う子どもたちが自然観察などに取り組める場の整備や間伐などの森林体験活動の機会を創出するとともに、ボランティア団体等への活動支援を行い、県民協働による森づくりを推進した。

注1) 土壌の流失や山崩れの危険性の高い森林。

注2) 光合成により木材に取り込まれた二酸化炭素に占める炭素量。間伐対象齢級(11～45年生)のヘクタールあたりの平均的な炭素吸収量に整備面積を乗じて算出(参考:「都道府県森林吸収量確保推進計画に係る指針(林野庁)」)。

注3) 水を貯える機能を治山ダムの建設・維持費に置き換えるなどして、森林の持つすべての機能を算出した額。「森林の公益的機能の評価額(年額)」(資料6ページ参照)からヘクタールあたりの評価額を割り出し、整備面積を乗じて算出(参考:「平成24年度林務行政の概要(茨城県農林水産部林政課・林業課)」)。

主な実施事業は、以下のとおりである。

ア	森林環境保全のための適正な森林整備の推進
	<ul style="list-style-type: none">・緊急間伐の推進（6,844ha）・平地林・里山林の整備（1,096ha）・高性能林業機械の活用促進（レタ経費支援：延べ281か月分，導入支援：9台）・県産材の流通・加工施設の整備（3施設）
イ	いばらき木づかい運動の推進
	<ul style="list-style-type: none">・木造住宅の建築促進（1,223戸）・公共施設等の木造化・木質化の促進（34施設）・学校等への木製品の導入促進（161施設）・県産材ベンチのデザインコンペと最優秀作品100基の設置（43施設）
ウ	県民協働による森林づくりの推進
	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア団体による森づくり活動等の支援（139団体）・学校内等における子どもの森の整備（60校，9,190人）・森林・林業体験学習の実施（2,051人）

2 霞ヶ浦等湖沼・河川の水質浄化

霞ヶ浦（注4）流域を重点に，水質保全計画を策定している涸沼・牛久沼流域においても水質浄化対策を進めた結果，各流域において高度処理型浄化槽（注5）の設置基数が大幅に増加したほか，下水道等への接続などの生活排水対策が進んだ。

また，霞ヶ浦流域における農業排水の循環かんがい施設の整備などにより，農地からの排出負荷の削減が進むとともに，全県を対象とした湖上体験学習の実施などの新たな事業により，水環境意識の醸成などが進んだ。

これらの取組みの結果，平成24年度の年間排出負荷量は，平成19年度と比べ，COD（注6）で299トン，全窒素（注7）で162トン，全りん（注8）で13トンの削減が見込まれている。

注4）霞ヶ浦とは，茨城県霞ヶ浦水質保全条例（昭和56年12月21日茨城県条例第56号）第2条第1項で規定する霞ヶ浦，北浦，常陸利根川をいう。

注5）通常型の合併処理浄化槽よりも，窒素・りんをより多く除去できる浄化槽。

注6）化学的酸素要求量。水質汚濁の原因となる水中の有機物の量を示す。値が大きいほど水質が悪い。

注7）窒素化合物の総量。湖沼の富栄養化の程度を示す指標の一つ。

注8）りん化合物の総量。湖沼の富栄養化の程度を示す指標の一つ。

主な実施事業は、以下のとおりである。

	霞ヶ浦	酒沼	牛久沼	その他	合計
ア 生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）					
・高度処理型浄化槽の設置補助	3,948基	1,651基	235基	203基	6,037基
・下水道・農業集落排水施設への接続補助	4,392件	1,553件	102件	-	6,047件
・工場・事業場への立入検査	2,861事業所	-	-	-	2,861事業所
・家畜排せつ物堆肥化施設の整備補助	54施設	-	-	-	54施設
イ 農地からの流出水等への新たな対策（面源対策）					
・循環かんがい施設などの整備・管理	54箇所	-	-	-	54箇所
・湖水の直接浄化施設の設置	1箇所	-	-	-	1箇所
ウ 県民参加による水質保全活動の推進（県民意識の醸成）					
・市民団体に対する活動費補助	82団体				82団体
・霞ヶ浦湖上体験学習の実施	37,820人				37,820人
・ヨシ帯の保全活動支援	6団体	-	-	-	6団体

また、水質については、上記3湖沼の流入河川・湖内において、以下のとおり一定の改善効果が見られた。

〔霞ヶ浦〕

流入河川 (単位：mg/L)

	H19(A)	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	5.8	5.4	0.4
全窒素	3.6	3.3	0.3
全りん	0.095	0.084	0.011

湖内 (単位：mg/L)

	H19(A)	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	8.8	8.2	0.6
全窒素	1.1	1.2	0.1
全りん	0.110	0.081	0.029

〔酒沼〕

流入河川 (単位：mg/L)

	H19(A)	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	4.5	4.0	0.5
全窒素	4.9	4.5	0.4
全りん	0.131	0.111	0.020

湖内 (単位：mg/L)

	H19(A)	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	6.4	5.9	0.5
全窒素	1.7	1.8	0.1
全りん	0.067	0.060	0.007

〔牛久沼〕

流入河川 (単位：mg/L)

	H19(A)	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	4.4	4.1	0.3
全窒素	2.6	2.5	0.1
全りん	0.077	0.062	0.015

湖内 (単位：mg/L)

	H19(A)	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	8.0	7.5	0.5
全窒素	1.4	1.4	0.0
全りん	0.072	0.062	0.010

* 表中のCOD等の数値は、環境基準点における年間平均値（月1回測定）を、各湖沼の湖内・流入河川ごとに平均した値

事業実施後の課題

森林湖沼環境税を活用した取組みにより、森林整備の促進や霞ヶ浦等の湖沼の水質改善など一定の成果があがっているが、なお、森林環境、水環境それぞれ次のような課題が残っている。

1 森林環境

スギ・ヒノキなどの人工林については、依然として荒廃した森林が約8千ha残ると推定され、管理が放棄されササなどが繁茂する平地林や里山林もまだ残されている。

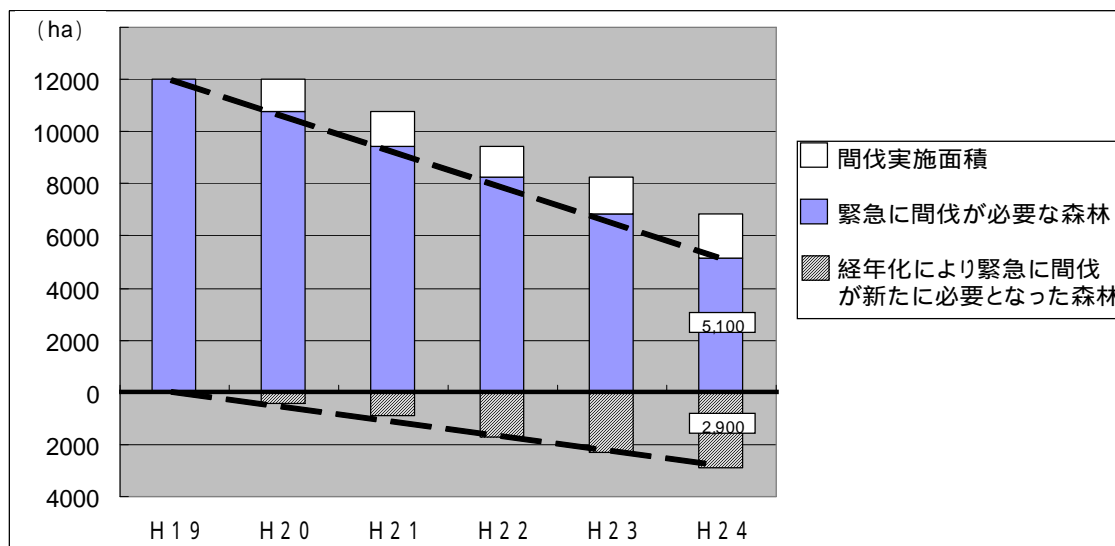
また、飛砂などから住宅や農地など生活基盤を守る重要な働きを持つ海岸防災林は、松くい虫等により荒廃が進行しており、さらに近年は、気候の変化や登山客の増加などにより、筑波山や標高の低い山岳部のブナ林などの生育環境の悪化もみられる。

県産材の利用については、建築部材などに利用される真っ直ぐな材は需要が高いものの、曲がり材などの低質材については一部で利用が始まったに過ぎず、その多くは利用されずに森林内に放置されている。今後は、木質バイオマス(注9)のエネルギーなどへの利用拡大を図るとともに、木の良さのPRを強化することが必要となっている。

加えて、ボランティア団体等による森林づくり活動は、少しずつ地域に浸透してきたが、いまだ十分な拡がりを見せているとはいえない。引き続き、地域に根ざした県民協働による森づくり活動への支援強化を図ることが課題となっている。

注9) 再生可能な生物由来の有機性資源のうち木材に由来する生物資源のこと

(図-1 間伐が必要な森林面積と間伐実施面積の推移)



2 水環境

霞ヶ浦や涸沼・牛久沼では、これまでの取組みによって水質は改善傾向にあるが、流入河川の全窒素・全りん濃度は依然としてまだ高く、湖内の水質が大きく改善しない要因の一つとなっている。

全りんについては、その濃度を下げることにより植物プランクトンの発生が抑制され、COD改善の効果も期待できるとされていることから、全りん濃度の削減に向けた対策を重点的に行う必要がある。そのため、全りんの汚濁負荷割合の約半分を占める生活排水について、生活排水ベストプラン（注10）の目標（概ね平成37年度までに全ての県民が生活排水を適正に処理できる基盤を整備）の達成を目指し、いまだに多く残る生活排水未処理世帯の解消を図っていく必要がある。

また、全窒素濃度の改善のため、その汚濁負荷割合の高い農地・畜産対策を引き続き進めていく必要がある。

今後も湖沼等の水質が大きく改善しない状態が続くと、これらが有する公益的機能が低下し、特に、水道水の水源として使われている霞ヶ浦の汚濁は県民生活に直接の影響があるため、更なる負荷の削減に向けた水質浄化対策が喫緊の課題である。

さらに、水質浄化のためには、県民・事業者挙げての取組みが必要であることから、国や流域市町村等との連携を図りつつ、湖に親しむ機会や浄化効果を直接体験することのできる機会を提供するなどにより、県民等の水環境意識の醸成を進めていく必要がある。

加えて、近年のアオコの大発生が、水環境や周辺地域の環境に悪影響を及ぼしていることが顕著になったことから、アオコの発生抑制に資する全りんの削減対策や、アオコの被害を防止するための対策を行っていく必要がある。

注10）下水道，農業集落排水施設，合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を一体的に推進するための県のマスタープラン（初版は平成7年度，第2回改訂版は平成21年度に策定）

茨城県の今後の施策の方向

上記の課題を解決するため、森林環境及び水環境において、今後、茨城県が推進することとしている施策は次のとおりである。

1 森林環境

(1) 施策の方向

茨城県は、平成18年度に提唱した、木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用する「緑の循環システム」を20年後（平成37年度）までに確立することを目標としており、その実現を図るため、平成23年4月に策定した「茨城県森林・林業振興計画2011～2015」では、林業・木材産業の活性化及び機能豊かないばらきの森林づくりを推進することとしている。

森林の持つ豊かな機能を向上させる森林整備を加速するためには、効率的かつ計画的な森林経営を行う仕組みを構築するとともに、伐採した木材の有効利用を促進する必要がある。木材需要の大部分を占める住宅分野に加え、公共施設等での利用拡大を目指すこととしている。

また、曲がり材などの利用が進まない低質な木材は、地球温暖化の防止や再生可能エネルギー源として今後見込まれる需要拡大の観点から、木質バイオマスとしての利用が注目されており、このような情勢変化に対応した新たな施策に取り組んでいくこととしている。

これらの木材利用に関する取組みにより、県産材の需要量は、今後10年間で2倍以上にすることを目標に掲げている。

県民協働の森づくりについては、市町村、森林ボランティアなどの団体に対する支援を一層進めるとともに、森づくり活動の情報発信にも積極的に取り組んでいくこととしている。

(2) 今後重点的かつ緊急に取り組む施策（事業）

茨城県では、平成25年度からの5年間で以下の事業（税充当額：計40億円）を実施することにより、4万3千炭素トンの炭素吸収量（公益的機能評価額に換算すると約860億円に相当）の増加を見込んでいる。

ア 森林環境保全のための適正な森林整備の推進（税充当額：34億円）

荒廃した人工林及び平地林・里山林の継続的な整備並びに防災機能の高い海岸林の再生や希少なブナ林などの森林の整備を新たに実施。

イ いばらき木づかい運動の推進（税充当額：4億円）

県民が木にふれる機会を提供するための、住宅や公共施設等における県産材需要拡大の継続・拡充及び森林資源を総合的かつ有効に利用するための木質バイオマス利用の推進。

ウ 県民協働による森林づくりの推進（税充当額：2億円）

県民による森林づくり及び次世代を担う青少年に対する森林環境教育の推進等。

2 水環境

(1) 施策の方向

茨城県は、霞ヶ浦については、「泳げる霞ヶ浦」を実現するため、概ね平成32年度にCOD(全水域平均)で5mg/L台前半の水質をめざすという「長期ビジョン」(平成18年度策定)の達成に向け、平成23年度に策定した霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第6期)(~平成27年度)に基づき、水質浄化のための施策を展開し、平成27年度までに「COD7.4mg/L」等の水質目標の達成を目指すこととしている。

また、涸沼・牛久沼についても、平成22年度に策定した第3期涸沼水質保全計画(~平成26年度)及び平成24年度に策定する第3期牛久沼水質保全計画(~平成28年度)において水質目標を定め、水質浄化のための対策を進めていくこととしている。

これらの目標を達成するため、全りんの汚濁負荷割合の高い生活排水の対策や、全窒素の汚濁負荷割合の高い農地や畜産業における対策を重点的に行い、CODの改善につなげていくとともに、国や流域市町村等と連携を図りながら、水質浄化に向けた県民の意識醸成を図っていくこととしている。

また、陸域における点源・面源対策に加え、アオコの大発生という近年の課題に直接対応して、既に河川等に排出された汚濁負荷の除去や、アオコの被害防止を図るため、直接浄化施設による湖水等からのりんの除去や、河川におけるアオコの堆積・腐敗の防止対策などを実施することとしている。

(2) 今後重点的かつ緊急に取り組む施策（事業）

茨城県では、以下の事業（税充当額：計40億円）を実施することにより、平成29年度の年間排出負荷量を、平成24年度と比べ、CODで約360トン、全窒素で約180トン、全りんで約17トン削減し、森林湖沼環境税以外の財源を活用した事業による効果とも併せ、霞ヶ浦等の更なる水質改善の達成を見込んでいる。

- ア 生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）（税充当額：29億円）
生活排水処理率の向上，工場・事業場や畜産業から排出される汚濁負荷の削減。
- イ 農地からの流出水への対策（面源対策）（税充当額：1億円）
農地からの流出水によって排出される汚濁負荷の削減。
- ウ 県民参加による水質保全活動の推進（県民意識の醸成）（税充当額：3億円）
県民による水質浄化活動の促進や環境学習の推進。
- エ 水辺環境の保全（湖水・河川対策）（税充当額：7億円）
りん除去対策の重点的实施，アオコの被害防止のための対策，アオコの大発生に繋がる水質汚濁メカニズムの解明など，近年の課題に対応するための調査研究。

森林湖沼環境税の今後のあり方

平成20年4月に森林湖沼環境税を導入して以来，当該税を活用し，森林や湖沼・河川の環境の保全に資する事業を実施したことにより，一定の効果がみられるものの，依然として多くの課題が残っている（上記 及び ）。

茨城県では，今後も森林の適正管理や林業・木材産業の活性化，霞ヶ浦等の水質浄化対策などに取り組んでいくこととしており，それらの取組みにより更なる効果が期待できるとしているが（上記 ），こうした施策をより実効あるものとするためには，県民の理解と協働した取組みが不可欠である。

茨城県が平成24年3月に県民を対象に実施したアンケート調査（資料2ページ参照）によると，公益的機能を十分発揮できるような状態で森林や湖沼・河川を次代に引き継いでいくことの必要性について，「必要だと思う」との回答が95%以上にのぼっており，自然環境の保全の必要性は高く認識されている。また，さらなる取組みを実施するため平成25年度以降も森林湖沼環境税を継続することについては，8割以上が賛成（「賛成である」及び「どちらかといえば賛成である」の合計）と回答している。

さらに，市町村や県の付属機関である森林や環境行政に関する重要事項を審議する茨城県森林審議会及び茨城県環境審議会のほか，林業や水環境の関係団体等からは，公益的機能を発揮させるための取組み及びその財源である森林湖沼環境税の継続を求める要望書等が茨城県に提出されている。

加えて，茨城県が平成24年7月から8月にかけて実施したパブリックコメントでは，当該税の継続の賛否に関する意見のうち，賛成との意見が93%以上にのぼっており，税活用事業を今後も推進する必要があるとの意見も多数寄せられている（資料3ページ参照）。

環境保全を目的とした地方独自の税制は，平成15年度に高知県が「森林環境税」を全国で初めて導入して以降，現在では茨城県を含む33県で実施している。そのうち平成23年度までに課税期限等を迎えた23県全てが，当該税制を継続している（資料4ページ参照）。

1 今後の税制

(1) 考え方

これまでに取り組んでいない整備対象の存在や新たな課題が生じている現状において、関係団体等からの要望に応えるための施策を推進していくには、自然環境に対する県民意識の醸成とともに、財源の確保が重要である。

そのためには、上記アンケート調査結果やパブリックコメントの結果なども踏まえ、実質的に目的税化した森林湖沼環境税を継続することが有効と考えられる。

なお、継続した後の将来的な税のあり方に関しては、この税を活用し、緊急に実施した施策により目標達成の道筋がつくなど、森林湖沼環境税の役割が果たされたと県民が判断したときには、この税制を終了すべきである。

(2) 課税方法

森林や湖沼・河川の公益的機能は多岐にわたり、その恩恵はすべての県民が等しく享受している。県民税均等割は地域社会の費用負担を等しく分任するという性格を有していること及び県民に現在の県民税均等割超過課税方式が定着していることから、現行の県民税均等割超過課税方式を継続することが適当である。

(3) 税率

茨城県は、現在の森林湖沼環境税を活用した事業の効果をさらに確実なものとするために、平成25年度以降も現行と同程度の80億円規模の事業を必要としている（上記 1 (2) 及び 2 (2)）。

また、平成24年3月に県民や企業等を対象に実施した森林湖沼環境税に関するアンケート調査の結果では、今後も継続する場合の負担額については、現行と同じ税率、個人は年額1,000円、法人は均等割額の10%が適当との回答が多かった。

このような状況から、現行の個人は1,000円、法人は均等割額の10%を継続することが適当である。

(4) 課税期間

特定の政策目標を達成するために実施する税制については、一定の期間を経た段階で施策の効果を検証し、見直すことが必要である。

環境保全を政策目標とする本税は、施策の効果を見極めるため、ある程度長い期間を要すると考えられ、また、平成24年3月実施のアンケート調査結果では、課税期間は5年間でよいとの回答が多かったことから、現行と同様に5年間とすることが適当である。

なお、「森林・林業振興計画」や「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」など茨城県の環境保全に関する計画においては、その実施期間を5年間としているものが多い。

2 税収の使途

(1) 基本的な考え方

森林湖沼環境税の税収は、森林並びに湖沼及び河川の環境の保全に資する公益的機能を高める施策や県民参加（協働）型の次のような施策の推進を図るために使用することが適当である。

- ・ 緊急的に対応が求められている施策
- ・ 広く県民全体に効果が及ぶ施策
- ・ 県民の意識を醸成するための施策
- ・ 県民が自ら参加することができる施策
- ・ 茨城県らしい独自性がある施策
- ・ その他，県民の自然との関わりを深めることにつながる施策

また，森林湖沼環境税は，普通税である県民税への超過課税であるが，特定の目的のために課税する目的税的性格を有しており，茨城県が行ったパブリックコメント（資料3ページ参照）でも多くの県民から税の使い道やその効果に強い関心が寄せられている。そのような観点からも，施策の実施にあたっては適時効果の検証を行い，必要に応じて事業の見直しを行うべきである。さらに，適用施策については，税導入の際と同様，森林湖沼環境税が既存財源の不足分の置換えとなることのないようにする必要がある。

なお，森林の整備に当たっては，税を活用して個人所有の森林を整備する場合が生じるが，その際は，森林の所有者に対し，森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう，一定期間の保全協定の締結を義務付ける措置を，今後も継続すべきである。

(2) 施策（事業）例

上記の考え方に基づき，茨城県として今後重点的かつ緊急に取り組む施策を踏まえると，次のような施策が森林湖沼環境税の充当施策として考えられる。

〔森林環境保全〕

方 向 性	施 策 例
森林環境保全のための適正な森林整備の推進	
森林環境保全（公益的機能の持続的発揮）のための適正な森林整備の推進	荒廃した人工林に対する緊急的な間伐や間伐材の搬出などに必要な路網整備について効率的かつ計画的に推進
	平地林や里山林などの身近な緑や貴重な森林の整備強化
	飛砂や病虫害被害等により荒廃し防災機能が低下した海岸防災林の再生
	高性能林業機械の活用促進
いばらき木づかい運動の推進	
木材需要を拡大するための県民が木にふれる機会の提供	公共性の高い施設等における県産材利用の拡大
	木造住宅の県産材利用の拡大
	木質バイオマスの利用促進
県民協働による森林づくりの推進	
県民の理解と参画による機能豊かな森林づくりの推進	森林・林業に関する普及啓発，広報の実施
	市町村やボランティア団体による森づくり活動等の支援
	森林環境教育の推進

〔水環境保全〕

方向性	施策例
生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）	
生活排水対策	高度処理型浄化槽の設置促進
	下水道・農業集落排水施設への接続促進
	農業集落排水施設からの更なるりん除去
工場・事業場対策	工場・事業場からの排水基準の遵守徹底
	畜産対策
農地からの流出水への対策（面源対策）	
農地対策	水田等からの汚濁物質の流出防止対策
	レンコン等の効率的施肥技術の開発
県民参加による水質保全活動の推進（県民意識の醸成）	
県民意識の醸成	市民団体等の活動促進・支援
	霞ヶ浦湖上体験スクールの実施
水辺環境の保全（湖水・河川対策）	
湖水・河川対策	湖水等の直接浄化施設によるりん削減・実証試験
	アオコの発生抑制，除去（アオコの被害防止）
	アオコの大発生に繋がる水質汚濁メカニズムの解明など，近年の課題に対応するための調査研究

(3) 税収の配分・管理

森林湖沼環境税は，森林の保全・整備と湖沼・河川の水質浄化の2つを目的とするものであるが，税収の配分については，施策の緊急性等を踏まえ，柔軟に対応していくことが妥当である。

また，税収の管理については，透明性確保の観点から現在と同様，森林湖沼環境基金により管理していくことが妥当である。

おわりに

（行財政改革の推進と目標の早期実現）

森林湖沼環境税を継続するにあたっては，まずは，徹底した行財政改革を行う必要がある。その上で，緊急性や重要性に着目した施策の選定はもとより，費用対効果に優れた施策を実施するとともに，適時，効果を客観的に検証し，目標の早期実現に努められたい。

（県民の理解の重要性）

森林湖沼環境税を継続するにあたっては，県民に対して，税を活用した事業は客観的な検証を行いながら実施することや，森林及び水環境が直面する課題，今後の施策の方向性などについて，あらゆる機会を通じて懇切丁寧な説明を行い，税の必要性についての理解が得られるよう，引き続き努められたい。

茨城県自主税財源充実研究会委員

座長 林 健久 (東京大学名誉教授)
今井 勝人 (武蔵大学経済学部教授)
兪 和 (茨城大学人文学部教授)
横山 哲郎 (公認会計士)
池田 雄一 (税理士)
福田 毅 (茨城県総務部長)

(資 料 編)

～ 目 次 ～

	(ページ)
森林湖沼環境税活用事業の年度別実績	1
森林湖沼環境税に関するアンケート調査結果の概要	2
森林湖沼環境税の今後のあり方に関するパブリックコメントの実施結果の概要	3
他県における環境保全を目的とした税制の更新状況	4
森林湖沼環境税活用事業執行フロー	5
自然環境の特徴(公益的機能)	6
森林環境の現状	7
霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の状況	8
流入河川と湖内の水質の推移	9
霞ヶ浦流域図	10

森林湖沼環境税活用事業の年度別実績

森林の保全・整備に係る実績

		H20	H21	H22	H23	H24見込	5年間の実績見込	
1	森林環境保全のための適正な森林整備の推進	実績額(千円) (税充当額)(千円)	669,144 (524,919)	1,312,571 (586,108)	1,617,747 (683,707)	1,447,243 (742,703)	1,097,944 (905,654)	6,144,649 (3,443,091)
	主な事業	荒廃森林解消のための緊急間伐補助 (炭素吸収量35千炭素トン) 間伐作業道等の林内路網整備 平地林・里山林の整備補助 (炭素吸収量2千炭素トン) 高性能林業機械のレンタル補助 " 導入補助 県産材流通・加工拠点の整備補助	1,242 42,281 118 27 3	1,326 48,352 201 35 6	1,156 38,025 195 51 1	1,413 88,875 262 88 1	1,707 68,900 320 80 1	6,844ha 286,433m 1,096ha 延281か月分 9台 3施設
2	いばらき木づかい運動の推進	実績額(千円) (税充当額)(千円)	112,192 (98,692)	88,305 (74,805)	85,112 (71,612)	128,584 (93,584)	217,399 (178,169)	631,592 (516,862)
	主な事業	木造住宅の建築補助 公共施設の木造化・木質化補助 学校等への木製品の導入補助 県産材ベンチのデザインコンペ	150 5 16 100	150 8 21 35,140	150 8 32 15,685	323 8 41 15,719	450 5 51 19,178	1,223戸 34施設 161施設 100基(43施設)
3	県民協働による森林づくりの推進	実績額(千円) (税充当額)(千円)	54,309 (54,309)	35,140 (35,140)	15,685 (15,685)	15,719 (15,719)	19,178 (19,178)	140,031 (140,031)
	主な事業	ホランティア団体による森づくり活動等補助 学校内等における子どもの森の整備補助 森林・林業体験学習の実施	49 12 411	30 12 443	20 12 382	20 12 415	20 12 400	139団体 60校(9,190人) 2,051人
実績額計(千円) (税充当見込額)計(千円)		835,645 (677,920)	1,436,016 (696,053)	1,718,544 (771,004)	1,591,546 (852,006)	1,334,521 (1,103,001)	6,916,272 (4,099,984)	

湖沼・河川の水質保全に係る実績

		H20	H21	H22	H23	H24見込	5年間の実績見込	
1	生活排水などの汚濁負荷量の削減(点源対策)	実績額(千円) (税充当額)(千円)	391,948 (383,354)	490,528 (445,110)	531,334 (483,324)	597,766 (532,525)	713,263 (631,316)	2,724,839 (2,475,629)
	主な事業	高度処理型浄化槽設置補助 下水道・農業集落排水施設への接続補助 工場・事業場の立入検査等 家畜排せつ物たい肥化施設の整備補助	1,026基 813件 706事業所 8箇所	1,145基 1,181件 581事業所 11箇所	1,244基 807件 543事業所 8箇所	1,336基 876件 481事業所 12箇所	1,286基 2,370件 550事業所 15箇所	6,037基 6,047件 2,861事業所 54箇所
2	農地からの流出水等への新たな対策(面源対策)	実績額(千円) (税充当額)(千円)	59,544 (59,544)	38,641 (38,641)	118,879 (118,879)	197,643 (197,626)	575,290 (575,271)	989,997 (989,961)
	主な事業	農業排水循環かんがい施設などの整備・管理 湖水の直接浄化施設の設置	9箇所 1箇所	14箇所 1箇所	32箇所 1箇所	39箇所 1箇所	35箇所 1箇所	54箇所 1箇所
3	県民参加による水質保全活動の推進(県民意識の醸成)	実績額(千円) (税充当額)(千円)	38,041 (38,041)	41,476 (38,084)	48,674 (44,706)	53,685 (50,520)	62,976 (58,774)	244,852 (230,125)
	主な事業	市民団体に対する活動費補助 霞ヶ浦湖上体験学習の実施等 ヨシ帯の保全活動支援	1団体 6,192人 5団体	21団体 7,333人 5団体	21団体 7,431人 5団体	20団体 8,264人 5団体	20団体 8,600人 6団体	82団体 37,820人 6団体
実績額計(千円) 税充当見込額計(千円)		489,533 (480,939)	570,645 (521,835)	698,887 (646,909)	849,094 (780,671)	1,351,529 (1,265,361)	3,959,688 (3,695,715)	

森林湖沼環境税に関するアンケート調査結果の概要

実施日：平成24年3月12日から同月26日まで

対象者：個人：1,000名，法人：1,000社

回収率：個人：77.0% ，法人：44.9%

問1 「特に重要だと考える森林や湖沼・河川の公益的機能」

- ・森林 「雨水を蓄え水源を維持したり，水をきれいにする」(個人・法人とも最多)
- ・湖沼・河川
「豊かな水産資源を育み，生態系を形成する」(個人で最多)
「水道水や農業用水、工業用水などの水資源を安定的に確保する」(法人で最多)

問2 「森林や湖沼・河川の保全の必要性」

- ・「次代に引き継いでいくことが必要だと思う」(個人:95.6%，法人:98.7%)

問3 「森林湖沼環境税の認知度」

- ・「名称，納税額，税を活用した取組みのいずれかを知っている」
(個人：56.0%，法人：64.2%)

問4 「森林湖沼環境税の継続」

- ・「賛成」及び「どちらかといえば賛成」(個人：81.0%，法人：85.0%)

問5 「森林の保全のために必要な取組み」

- ・「荒廃した森林の整備による，地球温暖化や災害の防止，水源の保全」
(個人・法人とも最多)

問6 「湖沼・河川の水質保全のために必要な取組み」

- ・「高度処理型浄化槽の整備や，下水道・農業集落排水施設への接続などによる，生活排水の適正処理」(個人・法人とも最多)

問7 「森林湖沼環境税の負担額」

- ・「現行の年額(個人1,000円)・税率(法人10%)を維持する」
(個人：64.0%，法人：63.3%)

問8 「森林湖沼環境税の課税期間」

- ・「これまでと同様(5年間)がよい」(個人：57.3%，法人：60.1%)

森林湖沼環境税の今後のあり方に関するパブリックコメントの実施結果の概要

1 実施期間

7月19日から8月17日までの30日間

2 結果の概要

(1) 意見提出者：110人・社(個人80(72.7%), 法人等30(27.3%))

<内 訳>

男女別内訳(個人): 男58人, 女18人, 未記入4人

地域別内訳

【単位：人・社(%)】

地 域	県 北	県 央	鹿 行	県 南	県 西	未記入	計
個 人	20(25.0)	40(50.0)	2(2.5)	11(13.8)	6(7.5)	1(1.2)	80 (100.0)
法人等	13(43.3)	8(26.7)	2(6.7)	4(13.3)	3(10.0)	0(0.0)	30 (100.0)
合 計	33(30.0)	48(43.7)	4(3.6)	15(13.6)	9(8.2)	1(0.9)	110 (100.0)

法人等の業種

林業関係団体等20, 森林ボランティア・NPO団体3, 水環境ボランティア・NPO団体7

(2) 提出意見：235件 延べ件数のため、提出者数と一致しない。

区 分	件 数(%)
1 税の継続について	65件(27.7)
(1) 賛 成	61件(93.8)
(2) 反 対	4件(6.2)
2 税の活用事業に関する要望等について	129件(54.9)
(1) 森 林 関 係：間伐推進, 県産材利用の促進等	99件(76.7)
(2) 湖沼・河川関係：高度処理型浄化槽設置促進, アオコ対策等	30件(23.3)
3 税制について(税率, 課税期間等)	17件(7.2)
4 広報の充実等について(使途・効果の広報)	16件(6.8)
5 その他	8件(3.4)
計	235件(100.0)

他県における環境保全を目的とした税制の更新状況

税 率		導 入 県	
個人	法人		
300円	-	1 県	神奈川（別に所得割にも0.025%課税）
400円	5 %	1 県	静岡
500円	500円	1 県	高知
	5 %	19 県	岡山，島根，山口，熊本*，鹿児島，奈良，大分，宮崎，和歌山，富山，石川，広島，長崎，鳥取，福岡*，佐賀，長野，愛知，山梨
700円	7 %	2 県	愛媛，栃木
800円	8 %	1 県	秋田*
	10%	1 県	兵庫
	11%	1 県	滋賀*
1,000円	10%	5 県	福島，岩手，山形*，茨城，岐阜
1,200円	10%	1 県	宮城
		33 県	

* は、条例上課税期間を設定せず5年後を目途に見直し

茨城県を含め33県で導入済

更新状況

・継続の有無

更新または見直し時期を迎えた23県（太字）すべて継続

・税率変更の有無

継続した23県のうち、20県が据置き。3県が次のとおり変更

鳥取 個人：300円 500円，法人：3 % 5 %

愛媛 個人：500円 700円，法人：5 % 7 %

富山 個人：据置き，法人：5 % （資本金等50億円以下）据置き

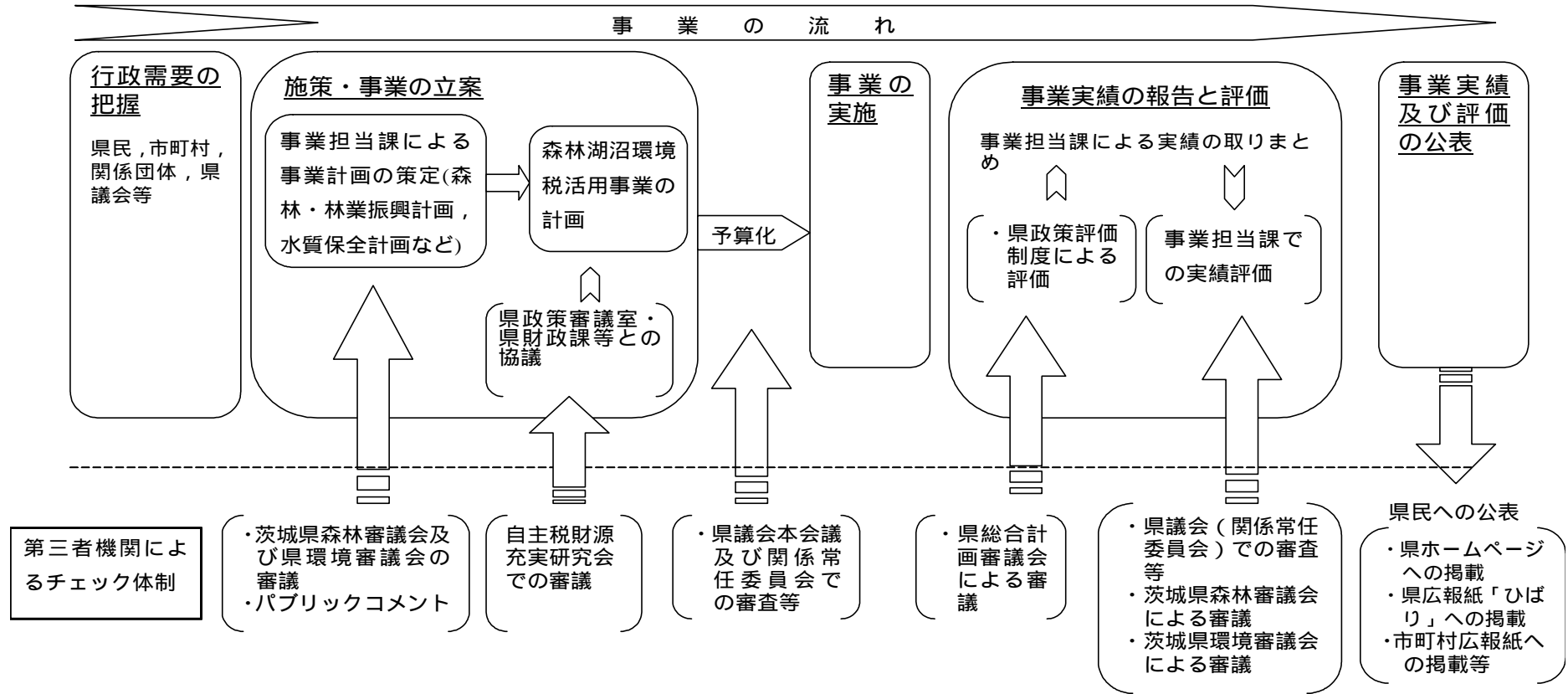
（資本金等50億円超）7.5%・10%

・課税期間変更の有無

継続した23県のうち、22県が5年間のまま据置き。1県が次のとおり変更

鳥取 3年 5年

森林湖沼環境税活用事業執行フロー



会長， 副会長
 県総合計画審議会の構成員
 茨城産業会議議長， 筑波大学大学院教授，茨城県市長会会長，茨城県青年ネットワーク協議会会長，茨城県女性団体連盟会長，茨城県消費者団体連絡会会長，茨城県医師会会長，一級建築士，NPO日本スポーツ振興協議会事務局長など
 県森林審議会の構成員
 茨城県木材協同組合連合会代表理事，茨城県森林組合連合会代表理事，林業・指導林家，茨城県建築士会会長，主婦・明日の茨城を考える女性フォーラム委員，筑波大学名誉教授，主婦・元茨城大学講師など
 県環境審議会の構成員
 茨城県商工会議所連合会会長，東北大学大学院客員教授，茨城大学農学部教授，(株)茨城新聞社代表取締役，弁護士，(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長，認定NPO法人穴塚の自然と歴史の会理事長など

自然環境の特徴（公益的機能）

森林の公益的機能と評価額（年額）		平成12年評価額	
機能の種類		茨城県	全国
水源かん養機能	降水の貯留	627億円	8兆 7,400億円
	洪水の防止	401億円	5兆 5,700億円
	水質の浄化	920億円	12兆 8,100億円
計		1,948億円	27兆 1,200億円
土砂流出防止機能		2,409億円	28兆 2,600億円
土砂崩壊防止機能		655億円	8兆 4,400億円
保健休養機能		293億円	2兆 2,500億円
野生鳥獣保護機能		295億円	3兆 7,800億円
地球温暖化防止機能	二酸化炭素吸収	96億円	1兆 2,400億円
	酸素供給	330億円	3兆 9,000億円
計		426億円	5兆 1,400億円
潮風害防止機能		320億円	-
合計		6,346億円	74兆 9,900億円

注）森林の公益的機能の評価額に係る林野庁計画課試算（H12）に基づき、本県の因子を当てはめて試算したものである。

湖沼・河川等の公益的機能

種類	主な内容
水源（利水）機能	水道水や農業用水など水資源の安定的な確保
水産資源育成機能	豊かな水産資源を育み，固有の水態系を形成
保健休養（親水）機能	良好な景観の形成，野外レクリエーションの場
地球温暖化防止機能	二酸化炭素の吸収，酸素の供給

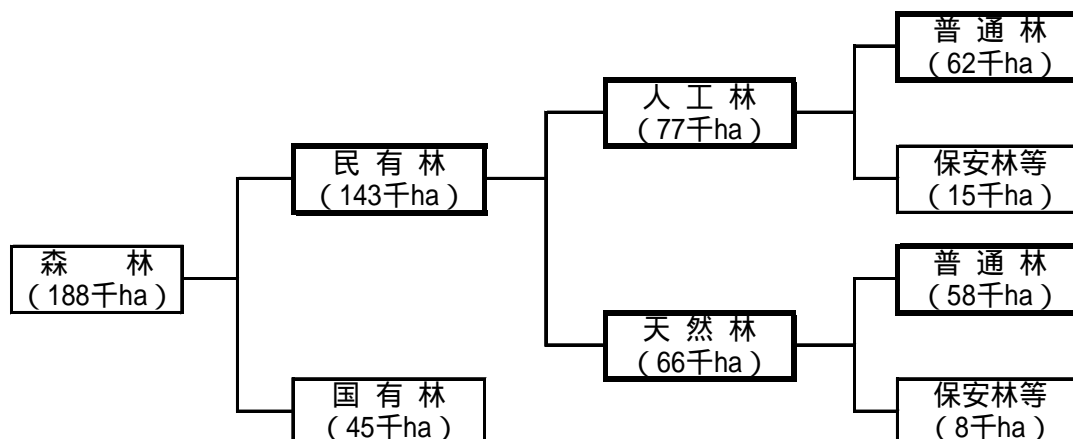
森林環境の現状

項 目	茨城県	全 国
総面積	6,096 km ²	377,950 km ²
森林面積 (林野率)	188 千ha (30.8 %)	25,097 千ha (67.3 %)
国有林面積	45 千ha	7,686 千ha
民有林面積 (民有林率)	143 千ha (76.1 %)	17,411 千ha (69.4 %)
民有人工林面積 (民有人口林率)	77 千ha (54.1 %)	7,983 千ha (45.9 %)

出典：茨城県森林・林業の動き（H23，茨城県農林水産部）

備考：茨城県の全データと全国の総面積は平成22年4月現在，それ以外の項目は平成19年4月現在

茨城県の形態別森林体系図



霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の状況

	霞ヶ浦	涸沼	牛久沼	(参考)琵琶湖
湖面積(km ²)	220	9.35	6.52	670.25
平均水深(m)	4	2.1	1	41
湖容量(m ³)	8.5億	2千万	650万	275億
流域面積(km ²)	2,157	439	148	3,174
流域人口(H22:千人)	975	164	111	1,372
流域市町村	茨城県(22市町) 千葉県(1市) 栃木県(1町)	6市町	4市	19市町
平均滞留日数	約200日	約50日	約17日	5.5年
環境基準類型及び基準値*	湖沼A	湖沼B	湖沼B	湖沼A A
C O D	3.0	5.0	5.0	1
全窒素	0.4	0.6	0.6	0.2
全りん	0.03	0.05	0.05	0.01
水質の現状 (H23 C O D : mg/L)	8.2	5.9	7.5	北湖2.6 南湖3.4 (H22)
生活排水処理率(H23:%)	69.6	70.3	87.2	92.1 (H22)

* 環境基準類型及び基準値について

人の健康を保護し、また生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が「環境基準」であり、環境基本法に基づき定められている。

湖沼については、その利水目的や水質の汚濁状況によりいずれかの類型が指定されており、類型ごとに基準値が定められている。

流入河川と湖内の水質の推移

〔霞ヶ浦〕

流入河川 (単位mg/L)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	5.8	5.3	5.3	5.1	5.4	0.4
全窒素	3.6	3.5	3.4	3.5	3.3	0.3
全りん	0.095	0.084	0.088	0.095	0.084	0.011

湖内 (単位：mg/L)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	8.8	8.7	9.5	8.7	8.2	0.6
全窒素	1.1	1.3	1.1	1.3	1.2	0.1
全りん	0.110	0.120	0.100	0.100	0.081	0.029

〔澗沼〕

流入河川 (単位：mg/L)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	4.5	4.5	4.3	4.0	4.0	0.5
全窒素	4.9	4.6	4.7	4.7	4.5	0.4
全りん	0.131	0.126	0.133	0.124	0.111	0.020

湖内 (単位mg/L)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	6.4	7.0	6.2	5.9	5.9	0.5
全窒素	1.7	1.7	1.9	2.0	1.8	0.1
全りん	0.067	0.069	0.080	0.090	0.060	0.007

〔牛久沼〕

流入河川 (単位：mg/L)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	4.4	3.4	4.2	4.1	4.1	0.3
全窒素	2.6	2.8	2.5	2.5	2.5	0.1
全りん	0.077	0.052	0.061	0.059	0.062	0.015

湖内 (単位mg/L)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23(B)	改善効果(B-A)
COD	8.0	7.6	8.0	7.6	7.5	0.5
全窒素	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4	0.0
全りん	0.072	0.067	0.078	0.070	0.062	0.010

* 表中のCOD等の数値は、環境基準点における年間平均値(月1回測定)を、各湖沼の湖内・流入河川ごとに平均した値

霞ヶ浦流域図

